

## 国立大学法人岩手大学で雇用する日本学術振興会特別研究員-PD等の育成方針

令和5年12月14日 学長裁定

令和8年2月24日 改正

国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、日本学術振興会が開始した「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の趣旨に賛同し、当該事業における雇用制度導入機関として、以下の通り、特別研究員-PD・RPD・CPD（以下「雇用PD等」という。）の育成と研究環境の向上に取り組みます。

### **1. 研究環境の確保・充実**

本学では雇用PD等の研究環境確保・充実のため以下の取り組みを行います。

#### **(1) 雇用形態について**

- ・「特任研究員」として雇用し、研究職という業務の特殊性から勤務形態は専門業務型裁量労働制を適用させ、業務遂行の手段及び時間配分の決定を雇用PD等の裁量に委ねることとします。
- ・フルタイムで勤務する契約職員として雇用することで、常勤職員と同等の勤務時間、休日、休暇等を提供します。
- ・雇用後は、自身の研究遂行に従事することを原則とします（研究費執行に係る事務手続等学内規則等に基づく手続等を除く）。

#### **(2) 研究環境について**

雇用PD等は、本学が保有する研究基盤施設（図書館や情報基盤センター等）、教育研究支援施設（全学共同利用機器、RI総合実験センター等）、及び本学が契約している電子ブック・電子ジャーナルや各種データベースを本学職員として利用することができます。

### **2. 能力開発支援**

本学では雇用PD等の研究者としての能力開発支援に向け、以下を提供します。

#### **(1) 研究倫理教育・経費不正使用防止教育の徹底**

雇用PD等が研究者に求められる倫理規範を習得し、かつ関係法令の理解・遵守の徹底を図るため、研究倫理教育、及び経費不正使用防止教育の受講を徹底します。

#### **(2) 研究費獲得支援**

雇用PD等が、継続して科研費をはじめとする競争的研究費等を獲得できるよう下記の研究費獲得支援を行います。

- ・本学URAによる申請調書のブラッシュアップ等の支援

- ・学内教員向けに提供している科研費獲得支援メニューの利用
- ・本学 URA 等による各種競争的研究費、及び財団助成金等の公募情報の提供

### **(3) 研究成果発表支援**

雇用 PD 等の積極的な研究成果発表、学術成果の発信支援のため、国際学術雑誌への掲載に係る経費支援を行います（支援を受けるには、審査や一定の要件があります）。

### **(4) 教育能力向上支援**

雇用 PD 等のキャリアパス構築を支援するため、学部や教学マネジメントセンターが実施する教育能力向上に関する FD 研修等への参加機会を提供します。

## **3. ダイバーシティの推進**

本学では、職員が仕事と育児を両立させることができ、また、女性のみならず様々なマイノリティの方々が、その多様性を尊重され、快適に働き学ぶことのできる大学を創るため、行動計画を定めるとともに、多様なライフスタイル、ライフイベントに対応した働き方ができるよう支援制度の充実を図っています。

雇用 PD 等へも、ダイバーシティ推進室等が提供するワーク・ライフ・バランス支援や女性研究者支援の取組を提供します。

本学のダイバーシティ推進の取組（一例）

- ・ワーク・ライフ・バランス相談室
- ・学内保育スペース「ばるんひろば」
- ・LGBT&SOGI ガイドライン制定